

事務連絡
令和5年1月31日

各都道府県教育委員会特別支援教育担当課
各指定都市教育委員会特別支援教育担当課
各都道府県私立学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
附属学校を置く各国立大学法人事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

人権相談所案内用リーフレットの配布に関する協力方について（依頼）

平素よりお世話になっております。

このたび、法務省より、今春、全国の特別支援学校の高等部を卒業する生徒及びその保護者を対象に人権相談所案内用リーフレットを配布することにより、障害者等をめぐる様々な人権問題を解決するための取組を強化したいとの協力依頼がありました。

幅広く全国の特別支援学校の高等部を卒業する生徒及びその保護者に本リーフレットを御活用頂けるよう、各御担当課におかれましても、別紙「人権相談所案内用リーフレットの配布に関する協力方について（依頼）」を踏まえ、本件リーフレット配布に係る協力につき特段の御配慮をお願いいたします。

<本件連絡先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
企画調査係 高橋、中宮
TEL : 03-6734-3193 (直)

法務省権調第11号
令和5年1月31日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長 殿
私立特別支援学校(高等部)を所管する
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属特別支援学校(高等部)を置く
各 国 立 大 学 法 人 学 長 殿

法務省人権擁護局長
(公印省略)

人権相談所案内用リーフレットの配布に関する協力方について（依頼）
法務省の人権擁護機関が行う人権擁護活動につきまして、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害のある人等に対する虐待などの人権侵害事案については、依然として数多く発生している状況にある上、事柄の性質上、周囲の目に付きにくいところで起こり、重大な結果に至ってから発覚するという例が少なくありません。

そこで、法務省の人権擁護機関では、障害のある人等の抱える悩みごとを的確に把握し、関係機関と連携を図りながら障害のある人等をめぐる様々な人権問題を解決するため、昨年度に引き続き、今春全国の特別支援学校の高等部を卒業する生徒及びその保護者を対象に「人権相談所案内用リーフレット」を配布する取組を実施することとしました。

つきましては、今後、法務局・地方法務局の職員及び人権擁護委員が貴管内の高等部を置く特別支援学校等に対し、本件リーフレットの配布についての協力依頼を行うことを予定しておりますので、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の特別支援学校、区域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事におかれましては所管する私立特別支援学校に対して、国立大学法人学長におかれましては設置する特別支援学校に対して、本事業の趣旨について周知を図っていただくとともに、本件リーフレット配布に係る協力方につき特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

<連絡先>
法務省人権擁護局調査救済課
担当 堀江、森分
電話 03-3580-4111 (内線2715)